

立命館スマートビルに係るデータ取り扱いガイドライン

1. 目的

この規程は、本法人のスマートビルサービスで取り扱うデータを適正かつ効果的に活用し、広範な事業者によるサービス創出に向けて、安心・安全で便利なデータ利活用を実現することを目的とする。

2. 定義

このガイドラインにおいて、実の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) データ

本法人のスマートビルに関するサービスにおいて収集、保管、利活用されるデータをいう。

(2) スマートビルサービス

スマートビルに関するサービス全体を指し、データを取得するためのカメラ、センサー等のビル設備、データを収集・蓄積するためのデータプラットフォーム、およびデータを提供するためのアプリやサービス等を含む。

(3) 教職員等

本法人の役員および本法人と雇用関係にある者またはあった者、教職員の指示を受けて業務に従事する学生、派遣労働者等をいう。

(4) データ提供者

本法人のスマートビルサービスで利活用するデータを提供する一般市民、学生および教職員等をいう。

(5) データ利用者

本法人のスマートビルサービスにおいて提供されるデータを利活用する一般市民、学生および教職員等をいう。

(6) データ提供事業者

本法人のスマートビルサービスで利活用するデータを提供する事業者をいう。本法人からスマートビルサービスに関する委託を受けデータを提供する事業者を含む。

(7) データ利用事業者

本法人のスマートビルサービスにおいて提供されるデータを利活用する事業者をいう。本法人からスマートビルサービスに関する委託を受けデータを利活用する事業者を含む。

(8) 個人情報

次のいずれかに該当する情報をいう。

- (ア) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(イ) 個人識別符号が含まれるものをいう。

(9) 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。「個人情報データベース等」とは特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば五十音順、生年月日順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。

(10) パーソナルデータ

個人が識別できるかどうかによらない、個人に関する情報全般をいう。個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、カメラやセンサー等から収集された個人情報を含む。

(11) 仮名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(ア) 第2条9項(ア)に該当する個人情報、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(イ) 第2条9号(イ)に該当する個人情報、当該個人情報に含まれる個人情報識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(12) 匿名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該情報を復元することできないようにしたものという。

(ア) 第2条9項(ア)に該当する個人情報、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(イ) 第2条9号(イ)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人情報識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

3. 体制

このガイドラインの目的を達成するために、次に掲げる責任者および担当者を置く。

- ・ スマートビルデータ利活用統括責任者
- ・ スマートビルデータ利活用推進・管理責任者
- ・ スマートビルデータ利活用推進・管理担当者
- ・ スマートビルデータ利活用責任者
- ・ スマートビルデータ利活用担当者

- (1) スマートビルデータ利活用統括責任者は、次の各号に掲げる業務を管理する。
 - (ア) 経営目標および事業戦略に係るデータ利活用推進および管理に関わる方針の決定
 - (イ) 重要リスクに関する対策の推進および対策状況の管理
 - (ウ) その他データ利活用推進に関する検討の指示および結果の承認
- (2) スマートビルデータ利活用推進・管理責任者は、次の各号に掲げる業務を管理する。
 - (ア) 経営目標および事業戦略ならびにデータ利活用推進および管理戦略の整合性の検証
 - (イ) データ利活用推進および管理方針の決定
 - (ウ) データ利活用推進および管理に関する業務総括
 - (エ) 重要なデータ防護およびリスク管理、品質管理対策の推進および対策状況の管理
 - (オ) その他データ利活用・管理業務に関する事項
- (3) スマートビルデータ利活用推進・管理担当者は、次の各号に掲げる業務を管理する。
 - (ア) データ利活用推進・管理責任者の補佐
 - (イ) データ利活用推進および管理全般における実務の統括
 - (ウ) データ利活用推進および管理計画の策定、運用および管理
 - (エ) スマートビルデータ利活用責任者に対するデータ利活用推進および管理の実行指示ならびに、運用状況の確認
- (4) スマートビルデータ利活用責任者は、スマートビルサービスにおけるユースケースの企画、報告承認および運用状況の確認を行う。
- (5) スマートビルデータ利活用担当者は、次の各号に掲げる業務を管理する。
 - (ア) スマートビルデータサービスにおけるユースケースの企画起案および計画立案
 - (イ) ユースケースの検証および検証結果の取りまとめ
 - (ウ) ユースケースの検証結果の報告

4. 利用目的の通知

- (1) 本法人は、データ提供者からパーソナルデータを取得する場合には、あらかじめその利用目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 本法人は、データ提供者からパーソナルデータを取得する場合には、その利用目的、本人が受ける便益、パーソナルデータの取得方法、取得期間、取得実施主体の名称、一元的な連絡先、

および詳細情報を知るための方法等を本人に通知しまたは公表しなければならない。

特に、カメラやセンサー等のビル設備により、本人がパーソナルデータを提供していると認識していない状況下においては、撮影対象者に対し、ポスターの掲示やパンフレットの配布等により、本人に通知または公表すべき事項を明示しなければならない。

- (3) 本法人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、適用しない。
 - (ア) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (イ) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - (ウ) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (エ) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
 - (オ) 本法人は、データ提供者から特定の個人を識別する目的で個人情報を取得してはならない。やむを得ず、特定の個人を識別する目的で個人情報を取得する必要がある場合には、事前にスマートビルデータ利活用統括責任者の承諾を得なければならない。

5. 利用目的の変更

- (1) 本法人は、データ提供者から取得したパーソナルデータの利用目的を変更する場合には、その旨を本人に通知または公表しなければならない。

特に、カメラやセンサー等のビル設備により、本人がパーソナルデータを提供していると認識していない状況下において、データ提供者等からこれまで取得していなかったパーソナルデータを取得する場合には、ポスターの掲示やパンフレットの配布等により、更新後の利用目的を速やかに本人に明示しなければならない
- (2) 本法人は、データ提供者等から取得した個人情報の利用目的を変更する場合において、利用目的の変更前に取得した個人情報を当該目的で利用してはならない。

6. データ提供事業者からのデータ収集

- (1) 本法人は、スマートビルサービスで利活用するデータについて、データ提供事業者からデータ提供を受ける場合、当該データ提供事業者とデータ取引の契約を締結しなければならない。

当該データ提供事業者とのデータ取引の契約において、次の各号に掲げる項目について、検討、記載しなければならない。

 - (ア) データの利用目的および利用範囲
 - (イ) データの提供形式、提供方法および提供頻度
 - (ウ) データの提供期間、保管期間、利用可能期間および消去の条件（利用可能期間終了後の処分の要・不要等）
 - (エ) データ提供不能時のデータ提供事業者の責任範囲（損害に対する保証の有無、損害賠償の範囲、上限等）

- (オ) 提供データに秘密情報が含まれる場合における、秘密保持義務
 - (カ) 提供データを元に作成した派生データや加工データ、成果物についての知的財産権の帰属
 - (キ) 第三者からの問い合わせ、クレーム、その他第三者との間で生じた紛争に関する対応責任
 - (ク) スマートビルサービス事業からの脱退または終了時における提供データや成果物の取扱い
 - (ケ) データ漏えい時の本法人の責任範囲(損害に対する保証の有無、損害賠償の範囲、上限等)
- (2) 本法人は、データ提供事業者とのデータ取引の契約において、次の各号に掲げる項目について、可能な限り検討、記載しなければならない。
- (ア) データの取扱い条件(データの複製、改変、加工、解析、分析(データの生成に関するアルゴリズムの解析等)等)
 - (イ) データに関する第三者の権利非侵害の保証やセキュリティ面での安全性(ウィルス混入等)の保証
 - (ウ) 提供データの品質(正確性、完全性、有効性等)に関する保証
 - (エ) 提供機能が一定の要求レベルを満たさない場合のデータ提供事業者の責任範囲
- (3) 本法人は、データ提供事業者から個人データの提供を受ける場合には、当該データ提供事業者の代表者の氏名、および当該データ提供事業者による当該個人データの取得の経緯についての確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が以下のいずれかに該当する場合には、この限りではない。
- (ア) 法令にもとづく場合
 - (イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (オ) 個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (4) 前項の規定の適用について、本法人とデータ提供事業者の取引関係が、以下のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。
- (ア) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部をデータ提供事業者に委託している場合
 - (イ) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (ウ) データ提供事業者との間で共同して利用される個人データが本法人に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的ならびに当該個人データの管理について責任を有する代表者の

氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

7. データの保管

- (1) 本法人は、あらかじめ定められた期間に限り、スマートビルサービスで取り扱うデータを保管するものとする。
- (2) 本法人は、スマートビルサービスで取り扱うデータを閲覧または使用できる者を特定および限定するとともに、権限のない者が閲覧または使用できないように対策を講じなければならない。
- (3) 本法人は、スマートビルデータ利活用統括責任者が許可した場合を除き、規定されたデータ利活用環境の範囲を超えてスマートビルサービスで取り扱うデータを複写または持ち出ししてはならない。
- (4) 本法人は、スマートビルサービスに情報セキュリティ対策を講じ、スマートビルサービスで取り扱うデータの漏洩、滅失または毀損の防止のための措置を講じなければならない。
- (5) 本法人は、スマートビルサービスで取り扱うデータが安全に取り扱われていることを保証するために、情報セキュリティ対策の運用状況を監視しなければならない。
- (6) 法人は、情報セキュリティ事故が発生した場合、スマートビル統括責任者の指示に従い迅速に対応しなければならない。
- (7) 本法人は、情報セキュリティ事故が発生した場合には、データ提供事業者に対し通知を行わなければならない。
- (8) 本法人は、必要に応じて、スマートビルサービスにおけるデータの共用・活用の状況や情報セキュリティ対策の実施状況等をデータ提供事業者およびデータ利用事業者（加えて、データ提供事業者またはデータ利用事業者となることを希望する者）に開示するものとする。

8. データの加工、分析

- (1) 本法人は、データ提供事業者と合意した利用範囲の中で利用データ、利用サービスを創出する責任を負うものとする。
- (2) 本法人は、収集するパーソナルデータの種類を追加する場合や、分析方法を追加・変更する場合、利用目的の追加・変更となり得る可能性があるため、あらかじめ該当する利用目的の有無を確認したうえで、データ種類の追加や分析方法の追加・変更を行わなければならない。
- (3) 本法人は、スマートビルサービスにおいて収集、蓄積される個人情報から仮名加工情報を作成する場合には、当該個人情報について、個人情報保護法および個人情報保護委員会規則等で定める基準に従い加工・保管等の取扱いをするとともに、データ提供者に対し、公表を要する事項を通知しなければならない。
- (4) 本法人は、スマートビルサービスにおいて収集、蓄積されるデータから匿名加工情報を作成し

てはならない。

9. データの品質

- (1) 本法人は、データ品質を継続的に担保し、スマートビルサービスにおいて安定してデータを活用するために、データ品質、サービス品質および管理プロセスの評価を定期的実施するなど、品質の改善を図る努力をしなければならない。
- (2) 本法人は、スマートビルサービスにおいてデータ更新・共有のタイミングを事前に定め、不備を検出して修正する仕組みを整備しなければならない。
- (3) 本法人は、スマートビルサービスで取り扱うビル設備等の機器について、定期的な点検などを行い、機器の精度に問題がないことを確認および保証しなければならない。
- (4) 本法人は、AI を利用してデータを分析、活用する場合には、学習データの偏りなどの要因から、AI が差別や偏見を助長した結果として個人のプライバシーを侵害するリスクや、倫理的に問題のある結果を導出するリスクに対して対策を検討しなければならない。
- (5) 本法人は、スマートビルサービスにおいて取り扱うデータの一覧やデータ項目間の関係性、運用手順書などデータに関する文書を一元的に管理しなければならない。

10. データ利用者事業者およびデータ利用者へのデータの提供

- (1) 本法人は、スマートビルサービスにおいて提供されるデータを、データ利用事業者へ提供する場合、当該データ利用事業者とデータ取引の契約を締結しなければならない。本法人は、データ利用事業者とのデータ取引の契約において、次の各号に掲げる項目について、検討、記載しなければならない。
 - (ア) データの利用目的および利用範囲
 - (イ) データの提供形式、提供方法および提供頻度
 - (ウ) データの利用可能期間
 - (エ) データ提供不能時の本法人の責任範囲（損害に対する保証の有無、損害賠償の範囲、上限等）
 - (オ) 利用データに秘密情報が含まれる場合における、秘密保持義務
 - (カ) 利用データを元に作成した派生データや加工データ、成果物についての知的財産権の帰属
 - (キ) 第三者からの問い合わせ、クレーム、その他第三者との間で生じた紛争に関する対応責任
 - (ク) スマートビルサービス事業からの脱退または終了時における利用データや成果物の取扱い
 - (ケ) 通信障害や天変地異等の不可抗力によって提供義務等を果たせない場合の本法人の利用データまたは利用サービスの提供義務等の免責
- (2) 本法人は、データ利用事業者とのデータ取引の契約において、次の各号に掲げる項目について、可能な限り検討、記載しなければならない。
 - (ア) データの複製、データの改変、加工、データの解析、分析などに関する取扱い条件

- (イ) データに関する第三者の権利非侵害の保証やセキュリティ面での安全性(ウィルス混入等)の保証
 - (ウ) データの品質(正確性、完全性、有効性等)に関する保証
 - (エ) データの有効性、特定の目的への適合性に関する保証
 - (オ) 提供機能が一定の要求レベルを満たさない場合の本法人の責任範囲
- (3) 本法人は、スマートビルサービスにおいて提供されるデータに個人データが含まれる場合、当該個人データについて、次に掲げる場合を除くほか、スマートビルデータ利活用統括責任者の許可なくデータ利用事業者またはデータ利用者に提供してはならない。なお、個人データをデータ利用事業者またはデータ利用者に提供する場合には、事前に本人の合意を得なければならない。
- (ア) 法令にもとづく場合
 - (イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (オ) 個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
 - (カ) 提供先のデータ利用事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本法人と当該データ利用事業者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (4) 前項の規定の適用について、本法人とデータ利用事業者またはデータ利用者の取引関係が、以下のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。
- (ア) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部をデータ利用事業者またはデータ利用者に委託している場合
 - (イ) 合併その他の事由による事業の承継に伴って本法人が個人データを提供する場合
 - (ウ) 特定のデータ利用事業者またはデータ利用者との間で共同して利用される個人データが当該データ利用事業者またはデータ利用者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的ならびに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

11. データ利用事業者およびデータ利用者へ課すべき義務等

- (1) 本法人は、データ利用事業者またはデータ利用者に提供する利用データに個人データが含まれる場合、当該データ利用事業者またはデータ利用者に対し個人情報の保護に関する法律に従った取扱い義務を明確に定めなければならない。
- (2) 本法人はデータ利用事業者またはデータ利用者に対して、データ取引における対価を求める場合には、固定料金、従量課金、売上の配分、無償などの類型に基づき、その金額または算出方法を明確に定めなければならない。

12. 本人からの開示請求、内容の訂正、利用の停止等の請求

- (1) 本法人は、個人情報保護法に基づき、本人またはその代理人から保有個人データの開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止または第三者への提供の停止等の請求があった場合には、適切に対応しなければならない。

13. 脱退時、終了時におけるデータの消去

- (1) 本法人は、スマートビルサービスで蓄積するデータについて、その利用目的が終了した場合、または所定の保管期限が到来した場合には、当該データを速やかに廃棄または処分しなければならない。
- (2) 本法人は、データ提供事業者がスマートビルサービス事業から脱退または契約期間満了等により契約を終了する場合、データ提供事業者とのデータ取引の契約においてあらかじめ定められた脱退時、終了時における取扱いに従い、提供データや成果物等を取り扱わなければならない。
- (3) 本法人は、データ利用事業者またはデータ利用者がスマートビルサービス事業から脱退または契約期間満了等により契約を終了する場合、データ利用事業者またはデータ利用者とのデータ取引の契約においてあらかじめ定められた脱退時、終了時における取扱いに従い、利用データや成果物等を取り扱わなければならない。

14. データ提供者、データ利用者に対する監査

- (1) 本法人は、スマートビルサービス事業運営に対する信頼性を維持するために、必要に応じて、データ提供事業者およびデータ利用事業者に対して書面による報告、開示、または本法人による実地監査を求める旨、あらかじめデータ提供事業者およびデータ利用事業者と合意しなければならない。

15. 指導・教育

- (1) 本法人は、スマートビルデータ利活用統括責任者はデータ提供事業者、データ利用事業者、および教職員等に対して、このガイドラインの内容を周知徹底させるために、定期的または必要に応じて適切な指導および教育を行わなければならない。

16. 関連規程類の取り扱い

- (1) 本法人は、スマートビルサービスで取り扱うデータに個人情報が含まれる場合には、第1条から第15条の規定に従うほか、本法人の個人情報保護に関する規程類に従い、これを取り扱わなければならない。

- (2) 本法人は、スマートビルサービスで取り扱うデータについて、第1条から第15条の規定に従うほか、本法人の情報セキュリティ対策に関する規程類に従い、これを取り扱わなければならない。